

# 「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」 において盛り込む視点・事項（案）

1

## 1．都市の低炭素化の意義及び目標に関する事項

### （1）意義

- ・ 人口と建築物が相当程度集中する都市における低炭素化を進めることは、社会全体での地球環境問題への取組の中で大きな位置を占めるもの。地球温暖化対策の防止を図るための施策に関する国の計画と調和しつつ、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与していくことが必要。
- ・ 東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化に対応していくことが求められる中、他法令に基づく施策等との連携を図りつつ、都市の低炭素化のための施策を遂行し、持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進することが今日の重要な課題。

### （2）目標

- ・ 都市の低炭素化は、我が国として二酸化炭素の排出量を削減していくための取組の一環を成すものであるとともに、その促進を図ることによって都市の健全な発展に寄与するものであり、次に掲げるまちづくりを実現していくことを目標とする。

二酸化炭素排出量と相関性の高い都市構造を従来の拡散型から転換し、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、貨物運送の合理化等を進めることで、日常生活に伴う移動や都市内物流に係るエネルギー使用の削減につながるまちづくり（同時に、高齢者や子育て世帯にも暮らしやすい生活空間を創出するまちづくりを進め、都市インフラの維持・更新の効率化・重点化等財政負担の軽減等にも資するまちづくりを進めること）

建築物の省エネルギー性能等の向上や電気自動車等の環境対応車の普及といった都市の構成要素の低炭素化、非化石エネルギーの利用や化石燃料の効率的な利用等による都市のエネルギーシステムそのものを効率的で低炭素なものとするまちづくり

都市機能の拡散を抑制し二酸化炭素の吸収源となる都市のみどりを積極的に保全・創出するとともに、緑化による地表面被覆の改善や風の道の確保等によるヒートアイランド現象の緩和機能を通じた二酸化炭素の排出抑制にもつながる、自然と共生し、緑豊かで美しく風格あるまちづくり

2

## 2. 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

### (1) 基本的な考え方

#### 施策の基本的な方向性

- ・ 都市の低炭素化を促進していく上では、自動車に過度に頼らない都市構造の実現に向け、都市構造を集約型に転換していくことが施策の最も基本的な方向となる。このため、都市の拠点となる地域の周辺における緑地の保全など都市機能の拡散を抑制する施策を講じつつ、都市構造の集約型への転換を図る上で中心となる「都市機能の集約化」と「公共交通機関の利用促進」の両施策について、その一体的な実施に特に配慮しながら推進していくことを基本とする。
- ・ 都市活動の大半は個人を含む民間による活動・投資であり、都市の低炭素化を実効あるものとして促進していく上で、経済の活性化という視点は不可欠。このため、各種の事業や技術開発に対する支援、施策効果の評価手法の開発や関連する基準の策定等の施策を講じることにより、都市の低炭素化に向けた民間の取組を促進し、その成功事例を蓄積するとともに、これを普及していくことで、都市の低炭素化の実現を図る。

#### 施策の総合的な推進

- ・ 都市の低炭素化の促進に関する施策は多岐にわたるものであり、都市政策や交通政策に限らず、幅広い政策分野との緊密な連携を図りながら、総合的かつ一体的に推進する。
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「本法」という。）における各種の特例措置に限らず、幅広い政策分野において、引き続き、都市の低炭素化の促進のための施策の充実・強化に努める。

#### 地方公共団体等における取組の支援

- ・ まちづくりの中核的な主体である市町村をはじめとして、事業者、NPOや住民によって都市の低炭素化に向けた取組が効果的に実施されるよう、必要な助言、情報提供、教育活動等を積極的に行う。

3

### (2) 個別の分野における施策の方向性

#### 都市機能の集約化のための施策の方向性

- ・ 都市の拠点となる地域に、住宅等とともに、日常生活に必要な小売店舗や業務施設、医療・福祉施設等が一体的に集約され、徒歩による移動で日常生活の大半のニーズが満たされるような都市など都市機能が集約化されたまちづくりを進める。
- ・ また、保育所や学校等が併せて集約され、あるいは、様々な施設がバリアフリー化された歩行空間等によってつながり、高齢者をはじめ人々が徒歩や自転車等により便利かつ安全に移動できるような歩いて暮らせるまちづくりを進める。さらに、都市内における交通渋滞等を抑制するため、駐車施設についても集約し、あるいは都市内物流を効率化する等により交通渋滞が軽減されたまちづくりを進める。
- ・ 都市機能の集約化は、人口減少・超高齢社会や益々厳しくなる財政制約等の状況を踏まえた持続可能な社会の構築にも資するものであり、それに向けた各種施策等に対する支援を実施する。
- ・ 特に、事業者、住民による取組を支援する地方公共団体が円滑に低炭素化のための措置を講じられるよう、市街地の整備改善や住宅の整備その他の都市機能の集約化に関する施策を講ずる際には、社会資本整備総合交付金等による財政的な支援を重点的に実施するとともに、都市の拠点となる地域外で行われる拡散型の都市構造につながるような市街地の整備改善に関する事業については支援しないものとする。
- ・ また、都市の拠点となる地域への都市機能の集約化に向けた施策等に対する支援を実施する際には、それ以外の地域において生活環境の維持等を図ることも重要となるため、地方公共団体によるそうした取組についても促進するものとする。

4

#### 公共交通機関の利用促進のための施策の方向性

- ・ 鉄軌道は、大量輸送機関であり、他の交通機関に比べて二酸化炭素排出量が少なく、また、バスは、日常生活における身近で一般的な移動手段として大きな役割を果たしており、輸送量当たりの二酸化炭素排出量が自家用車よりも少ないものでもあることから、これら公共交通機関の利用を促進する。
- ・ バス路線の新設・変更や鉄軌道の整備等により、公共交通機関の利便性向上を推進するため、本法による特例を活用して手続を合理化・簡素化し、事業者の負担を低減することによって、事業者による環境負荷低減の取組を支援する。
- ・ 地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持や、公共交通のバリアフリー化、LRT、BRT、ICカードの導入等公共交通の利用環境改善等に対し、必要な財政上の支援を行っていくこととする。
- ・ 公共交通への理解と共感を高めるためのシンポジウムや、小中学生等に対する交通教室の開催等の啓発活動を積極的かつ継続的に推進する。
- ・ 通勤交通マネジメントについては、引き続き、地域のエコ通勤に関する取組と連携を図り、エコ通勤優良事業所認証制度の認証事業所数の増加を図ること等により、エコ通勤の普及・促進に向けた取組を実施する。

5

#### 都市内物流の効率化の推進のための施策の方向性

- ・ 運送の共同化、輸送網の集約、トラック積載率の向上等の運送の合理化を行うことで物流を効率化するため、一定の区域内における貨物の運送について、二以上の事業者が共同して運送貨物を集約し、集貨・配達等を行う運送の共同化に関する事業を貨物運送共同化事業として定め、これを促進する。
- ・ 個別事業者による取組だけではなく、荷主、物流事業者、行政等の関係者による互いに連携した取組をも推進する。
- ・ 特に、貨物の運送の共同化にあたっては、荷主、物流事業者等の個別の自助努力に任せるのでは限界があるため、地方自治体が主体となった各関係者間の連携施策を促進していく。

#### 自動車の低炭素化の促進のための施策の方向性

- ・ 技術の進歩に対応した燃費基準の策定、公共交通や物流を支えるトラック、バス等の分野における次世代自動車環境技術の開発・実用化の促進、税制、補助金等のインセンティブ措置による環境対応車の普及促進等を推進する。
- ・ エコドライブの普及啓発や、エコドライブを支援する機器の普及促進、電気自動車による電力使用の省エネ化・最適化を実現するためのシステムの実用化・普及、車載蓄電池の走行以外への活用、公共交通機関の利用促進等を推進する。
- ・ 地域における関連施策の推進に当たっては、超高齢社会への対応や子育て世代の移動支援、地域の活性化等、他の地域課題にも配慮し、環境負荷の低減と移動の質の確保の両方を実現すべく、それぞれの地域特性に合った最適なモビリティの普及や最適な利活用を促進する。

6

#### 建築物の低炭素化の促進のための施策の方向性

- ・ 都市の低炭素化を促進する上では、これまでの建築物を「作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要であり、このような観点を踏まえ、建築物の低炭素化を促進する。
- ・ 新築の建築物については、エネルギー政策や地球温暖化政策の動向、民生部門以外の分野の取組動向等も勘案しつつ、省エネルギー基準の適合義務化に向けて検討を進め、再生可能エネルギー等の先進的な取組をより評価しやすい評価手法を確立し、省エネルギー性能を表示する制度を構築するとともに、民間等の先導的な低炭素建築物の整備に対して支援を行う等、低炭素化が図られた建築物の普及を図るための環境整備を推進する。
- ・ 既存ストックの低炭素化については、客観的で分かりやすい指標をつくり、国民に示すとともに、建築物の低炭素化のための改修に係る各種支援を行う等、多面的な施策を推進する。
- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大は、建築物の低炭素化を促進する観点からも重要であるため、屋根等への太陽光発電パネルの設置、太陽熱や地中熱、下水熱といった再生可能エネルギー等の熱利用やこれらと合わせた蓄電池その他のエネルギーの蓄積のための設備の活用等の取組を推進する。
- ・ 建設・廃棄・再利用等の段階を含めたライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出量の削減を推進することが重要であるため、建設・廃棄・再利用等の各段階における二酸化炭素排出量を公平・公正に評価できる手法の開発や、地域の材料や技術を含めた適切な建材・技術の選択、建材の生産工程、輸送における低炭素化や省資源化等の取組を促進する。

7

#### 非化石エネルギーの利用及び化石燃料の効率的利用に資する施設整備の推進のための施策の方向性

- ・ 事業者による下水熱の有効活用等を積極的に推進するとともに、地区や街区といった一定の広がりをもった地域における熱の共同利用を推進するなど、非化石エネルギーの都市内における積極的な導入を促進する。
- ・ 都市のエネルギーシステムを様々な側面から効率的で低炭素なものとしていく上で必要となる、太陽光パネル、風力発電施設、下水道バイオマス利活用施設、発電された電力の出力安定化・平準化を図るための蓄電池、地区・街区レベルでの熱の共同利用を図るための熱供給導管、港湾における省エネルギー型の荷役機械といった各種の施設について、その都市内での整備を推進するための技術開発や事業支援等に取り組む。
- ・ 都市公園や下水処理場、港湾等の都市の公共空間について当該公共空間の本来の機能に留意しつつ活用を図る等、都市のエネルギーシステムの効率化のための環境整備を推進する。

8

緑地の保全及び緑化の推進のための施策の方向性

- ・ 都市の拠点となる地域においては、都市公園や公共空間における緑地の整備に加え、屋上緑化や壁面緑化等による建築物の敷地内の緑化など、きめ細やかな緑化を推進する。また、当該地域の周辺においては、都市機能の拡散を抑制するために緑地等の保全を担保するとともに、都市の集約化に伴って発生することが予想される空閑地の緑地化等を推進する。
- ・ 樹木が二酸化炭素の吸収源となるという観点から、都市公園の整備や緑地の保全等への支援を行う等、都市の緑化の推進と緑地の保全を推進することとする。また、最も日常生活に身近な吸収源対策である都市緑化等の推進は、都市の低炭素化を促進する趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するものであることから、緑化運動等への積極的な展開に努める等各主体との連携した取組を推進する。
- ・ 都市公園・下水処理場等の公共施設や建築物の敷地等における緑化による地表面被覆の改善、下水熱利用等による大気への人工排熱の抑制、連続した緑地等による風の道の確保等によるヒートアイランド対策を促進することにより、冷暖房需要を低減する等、間接的な二酸化炭素排出量の削減につながる取組を推進する。
- ・ 木質バイオマス等未利用の植物廃材については、地産地消型自然再生エネルギーとして活用するため、都市由来の植物廃材の特性に対応したエネルギー効率の高い発電プラントの開発、植物廃材の効率的な収集・運搬、エネルギー転換、副産物処理のためのシステムの構築など、木質バイオマスの活用に向けた技術開発を推進し、その普及に努める。

9

### 3．低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項

#### (1) 低炭素まちづくり計画の作成全般に係る基本的な考え方

基本的な考え方

- ・ 都市の低炭素化に関する課題やニーズは、大都市と中小都市、寒冷地の都市と温暖地の都市等それぞれの都市によって多種多様であり、取り組むべき施策も自ずと異なるものである。このため、地域の実情に精通した市町村が、地域の真の課題やニーズを精査した上で、低炭素まちづくり計画を作成することが重要。
- ・ 都市の低炭素化を促進していくためには、個人を含む民間の社会経済活動全般における取組が不可欠であり、各市町村の目指すべき将来の都市像や具体的な取組を提示し、事業者の事業実施に当たっての予見可能性を高める等民間の低炭素化に向けた取組を後押しすることが重要。
- ・ このため、低炭素まちづくり計画においては、目指すべき将来の都市像や施策の全体像を提示するものとして、また、地域の特性に応じた柔軟な低炭素まちづくりを進めるためのものとして、各市町村において、関係者間で共有する必要がある施策や事項を幅広く記載することが重要。また、低炭素まちづくりを進めていくに当たっては、経済の活性化等の様々な視点にも配慮しながら、目指すべき将来の都市像を実現していくことが望ましい。
- ・ 低炭素まちづくり計画の作成や実施に当たっては、事業者をはじめとする幅広い関係者が参画する低炭素まちづくり協議会を組織する等して、関係者の意見を集約し、合意形成を図りながら、着実に取組を進めていくことが望ましい。また、低炭素まちづくり計画に、具体的な施策を記載する場合には、当該施策の実施主体との事前の協議等の調整を行うことが望ましい。

10

### 低炭素まちづくり計画の区域

- ・ 低炭素まちづくり計画の区域については、講ずる施策の種類やそれぞれの地域の実情に応じて設定されることが望ましいものであり、例えば公共交通機関の利便性の高いエリアに重点を置いて都市機能の集約を図る必要がある場合には当該エリア、市街地周辺に広く分布している緑地の積極的な保全を図る必要がある場合には当該緑地の分布に応じたエリア等、講ずる施策ごとに必要となる区域を適切に絞り込むとともに、それらを包括した区域として設定することが望ましい。

### 低炭素まちづくり計画の目標

- ・ 低炭素まちづくり計画の目標においては、自家用車に過度に頼らない高齢者や子育て世帯にも暮らしやすいまち、ネット・ゼロ・エネルギー／ゼロ・エミッション・ハウスの普及や蓄電池の導入促進等によりエネルギー的に自立できるようなまち、緑豊かなまち等、計画により実現を目指す都市像を示すものとする。
- ・ また、この都市像は計画に位置付けられる各種施策を体系的に講じていくことにより実現されるものであり、都市の低炭素化の促進につながるものとして、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、個別施策ごとに目標値を定めたりするなど、可能な範囲で定量的な目標を設定することが望ましい

### 低炭素まちづくり計画の期間

- ・ 低炭素まちづくり計画の期間については、低炭素まちづくり計画の目標として記載する内容等も踏まえながら、目指すべき将来の都市像の実現に向け、各市町村において適切に設定するものであるが、例えば5年毎に必要な見直しが行われることが望ましい。

11

### 他の計画との関係

- ・ 低炭素まちづくり計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）に適合するとともに、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や市町村の都市計画に関する基本的方針と調和するものとされている。また、これら以外でも、例えば緑地の保全及び緑化の推進の観点からは、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）との整合を図るとともに緑の基本計画においても低炭素化の視点を盛り込む等、関連する他の計画との関係に留意するものとする。
- ・ 低炭素まちづくり計画の作成に当たっては、当該低炭素まちづくり計画と、都市の低炭素化を含む温暖化対策全般に関する計画である実行計画、公共交通機関の利用促進を含む都市・地域における交通施策に関する戦略である都市・地域総合交通戦略、都市機能の集約化を含む中心市街地の活性化に関する計画である中心市街地活性化基本計画等の関連する他の計画とで、記載事項が共通する場合には、両者を一体として作成することが可能であり、これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながる。

12

## (2) 低炭素まちづくり計画の目標達成のために必要な事項の記載に関する基本的事項

- ・ 低炭素まちづくり計画には、主として、次に掲げる事項のうち必要なものが適宜記載されるものと考えられる。

都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項

公共交通機関の利用促進

貨物の運送の合理化

緑地の保全及び緑化の推進

非化石エネルギーの利用及び化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための公共施設の活用

建築物の低炭素化の促進

自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進

その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置

13

## (3) 低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項

### 計画記載事項

- ・ 低炭素まちづくり計画には、計画の達成状況の評価を行う時期、評価の方法、評価結果の公表方法等を記載することが考えられる。

### 評価を行う時期

- ・ 計画の達成状況の評価は、原則として計画期間の終了時に行うこととするほか、計画の見直し時点においても行うことが望ましい。なお、計画に位置付けられた各種施策の進捗を管理するため、定期的に施策の進捗状況を取りまとめるほか、適宜、見直し期間の中間年次においても中間評価等を実施することが考えられる。

### 達成状況の評価の方法

- ・ 計画の達成状況の評価は、計画に定められた目標値毎に実績値と比較し、達成状況の評価することが考えられる。この際、評価の客観性を確保するため、例えば目標値に対する達成率等、その評価の尺度を計画に定めておくことが考えられる。
- ・ 換算が可能な限りにおいて、計画に対応した二酸化炭素排出削減量・吸収量を算出し、低炭素化効果の目安として示すことが望ましい。
- ・ 計画期間の途中段階において、個別施策の進捗状況を管理できるよう、施策の実施スケジュールを工程表等にして計画に記載しておくことも考えられる。(例えば都市の低炭素化に係る市町村独自の制度創設等、目標値を定めることが難しい場合には、工程表上の進捗状況により達成状況の評価することも考えられる。)

### 評価の結果の活用

- ・ 評価の結果について分析を行い、施策の充実・強化等の検討を行うとともに、必要に応じて、目標設定の見直しや新規施策の追加等、計画の見直しに反映することが望ましい。

14

#### (4) 低炭素まちづくり協議会の運営に関する基本的な事項

##### 目的

- ・ 都市の低炭素化を進めるに当たっては、地域の関係者が活発な議論を交わすとともに、相互に連携し、それぞれが主体的に取り組むことが重要。このため、低炭素まちづくり計画の作成及び実施に関し、あらかじめ関係者と協議し、調整を行い、その円滑かつ効率的な策定、実施を図ることが有益である。そのための場として、市町村は、関係者からなる協議会等を設置することができる。

##### 構成員

- ・ 低炭素まちづくり協議会は、当該市町村のほか、低炭素まちづくり計画とその実施に関し密接な関係を有する者、その他当該市町村が必要と認める者によって構成され、市町村以外には、NPO等の団体、ディベロッパー、公共交通事業者等、都市の低炭素化に資する事業の実施主体となりうる事業者等とともに、都道府県、学識経験者、住民の代表等が想定される。

##### 協議の進め方

- ・ 運営の透明性、公平性、実効性を確保する観点から、事務局の体制、協議事項、協議手続等を定めておくことが望ましい。また、その際には、必要に応じて協議事項別に分科会等を設置する等、柔軟かつ効率的な運営を図ることが望ましい。
- ・ 市町村には、既に温暖化対策、まちづくり、交通に係る協議会（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく協議会、都市・地域総合交通戦略要綱に基づく協議会等）が設置されている場合もあり、こうした既存の協議会を活用し、複数の協議会を束ねて、それぞれを兼ねるものとして運用する等、柔軟に対応することが望ましい。

15

## 4. 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項

#### (1) 国、地方公共団体等の各主体の役割

- ・ 低炭素建築物の普及の促進のためには、建築物の建築主等がその重要性を認識して取り組むことが不可欠であるため、国及び地方公共団体は、建築物の低炭素化の重要性に関し、建築主等の啓発に努めるとともに、建築主等にとって低炭素建築物の建築等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じるよう努める。

#### (2) 低炭素建築物新築等計画の認定に関する基本的事項

- ・ 認定に関する基準については、建築物の構造や構法にかかわらず認定可能な内容とし、省エネルギー性能以外の建築物の低炭素化のための措置についても評価を行う。また、新たな技術開発の成果を認定基準へ継続的に反映していくよう配慮する。

#### (3) 低炭素建築物の建築等及び取得時の負担の軽減

- ・ 低炭素建築物の建築等及び取得に対するインセンティブを付与するため、建築物の低炭素化を図るために要する費用に係る各種支援措置の実施を図るよう努める。

#### (4) 中小工務店等の技術力の向上等への配慮

- ・ 低炭素建築物の建築等には専門的な知識が必要になることから、実際に設計・施工等を行う事業者や技術者等が低炭素建築物の設計や断熱施工に関する技術等を十分に習得できるよう努める。
- ・ 特に、住宅・建設産業は、技術水準等に差のある中小工務店等の占める割合が大きいことから、中小工務店等に対する技術講習の実施等により、低炭素建築物の建築等に関する技術の普及並びに人材の養成及び資質の向上を進めるよう努める。

#### (5) 国産材その他の木材を使用した低炭素建築物の普及への配慮

- ・ 国産材（国内で生産された木材）の適切な利用が確保されることにより我が国における森林の適正な整備及び保全が図られ、都市の低炭素化にもつながることに鑑み、国産材その他の木材を使用した低炭素建築物の普及が図られるよう配慮する。

16

## 5. 都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項

### (1) 施策の効果についての評価

- ・ 都市の低炭素化を着実に進めるためには、施策の効果を的確に評価し、当該評価に基づき、適切な措置を講ずることが重要。
- ・ 国においては、市町村における低炭素まちづくり計画の策定状況、計画の進捗状況や、各分野毎の施策効果等について、一定期間ごとに検証するとともに、検証結果に基づき支援策の強化、低炭素まちづくり計画制度の見直しを行うほか、情報提供、技術開発を講ずるなど、都市の低炭素化が更に促進されるために必要な措置を講じる。
- ・ 市町村においては、低炭素まちづくり計画の達成状況の評価を着実に実施し、評価に基づき、施策の充実・強化等、施策の効果を高めるために必要な措置を講じることが望ましい。

### (2) 施策の効果の二酸化炭素排出量・二酸化炭素吸収量への換算

- ・ 施策の低炭素化効果を評価するためには、施策の効果が、二酸化炭素排出削減量や二酸化炭素吸収量として換算されることが必要。
- ・ 個別施策の効果を換算するに当たっては、個別に換算が可能な施策だけでなく、複数の施策の効果を包括して換算することが適当な施策があることにも留意しつつ、二酸化炭素排出量・吸収量への算出式、算出に必要な各種データ、算出にあたっての前提条件などの換算方法を確立することが必要であるが、現時点で二酸化炭素排出量・吸収量への換算方法が確立していないものについては、国において、順次適切な換算方法を確立すべく検討を進める。
- ・ 換算方法が確立されたものについても、換算方法の精度の向上や簡略化に向け、調査・分析手法の改善や知見の向上を図るべく検討を進める。
- ・ 市町村においては、それぞれの地域性を考慮して、国が示す換算方法をもとにより精度の高い方法を工夫し、施策の効果の的確な評価に反映させることが考えられる。

17

## 6. 都市の低炭素化の促進に関する重要事項

- ・ 低炭素まちづくり計画を作成する市町村や自らも施策を実施することとなる都道府県においては、都市の低炭素化の促進に向けた体制を整備していくに当たって、都市担当部局や交通担当部局のみならず、環境担当部局や省エネ担当部局、福祉担当部局をはじめとした関係部局間で十分な連携をとることが可能な体制整備に努めるものとする。

18